

平成30年3月23日

川西市議会議長

西山博大様

建設公企常任委員長

秋田修一

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

建設公企常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：平成30年3月5日）

1. 議案第3号 市立川西病院の指定管理者の指定について

議案の概要

本案は、市立川西病院の指定管理者を指定するにつき、議会の議決を求めようとするもので、指定管理者を医療法人協和会とし、指定の期間を平成31年4月1日から同日以後、最初に新築される病院における業務開始日の前日に属する年度の末日までの期間に、20年間を加えた期間とするもの。

質疑の概要

問 今回の指定管理者は、結果として協和会のみ応募となっているが、他の医療法人が参加できる条件設定になっていたのか、また、参加の働きかけなど競争性を確保するための対応が十分だったのか、市の見解を伺いたい。

答 公募条件を満たすのは、今回、指定しようとする法人以外に2者が見込まれ、いずれも直接訪問の上、公募要領等の詳細を案内している。この中で、150床以上の病床が提供できることなどを条件としているが、この点を含めて、各法人が応募の有無を判断された結果であると認識している。

問 総務省が示す新公立病院改革ガイドラインでも住民の理解と納得が必要とされているが、現段階でどの程度住民の理解が得られているとの認識か伺いたい。

答 構想案発表以降、市としては、市民説明会や地域との意見交換会、出前講座等で丁寧な説明を行ってきたつもりである。この過程で北部地域の医療体制に対するさまざまな意見を受け、当初の案から変更して新たな案も示したところである。しかしながら、説明が十分ではないという指摘を受けているのは事実であるので、早期に広報誌等で特集を組むなどし、広く市民にお知らせできればと考えている。

問 指定管理者制度が導入されると、当然、病院職員の処遇も大きく変わるが、職員の理解に対する認識はどうか。

答 構想案が昨年5月に出してから市長自ら職員に対して説明を行っているほか、指定管理者の選定についても逐次報告している。また、現在は個別ヒアリングを行っている状況であり、より理解が得られるよう今後も継続したい。

問 市立川西病院の経営形態の検討には複数案あったと思うが、最終的に指定管理者制度を採用した理由は何か。

答 選択肢として、地方独立行政法人化、PFI、指定管理者制度の3つを検討した。独立行政法人化は事前に多額の資金を要するが市の体力では困難であること、PFIは病院の建設と運営を一体的に進めることが困難であると判断したことから、民間事業者の経営ノウハウやネットワークを活用して質の高いサービス等により効率化を図ることができる指定管理者制度を選択した。

問 そもそも（仮称）川西市立総合医療センター構想案が示されるきっかけは、今回指定されようとしている協和会がキセラ川西内での病院建設を辞退し、連携協力体制構築を文書で申し出たことである。住民や職員との協議よりも協和会とのやりとりが先行する形で進められてきたことに違和感を覚えるが、市の見解を伺いたい。

答 協和会からの協力申出が検討を進める中での大きな転換期となったことは事実であるが、そもそもは、市立川西病院事業新経営改革プランを策定する過程で懸案となっていた立地や建替えの財源、運営についての問題を解決すべくスタートしており、市が公立病院を維持するためにはどうすべきかを検討する中で方針を固めたものである。

問 市立川西病院を北部地域に残してほしいという多くの要望を無視する形で移転を進めようとしていると感じるが、この点に対する市の認識を伺いたい。

答 市北部地域において総合病院を維持していくことは、非常に難しいという現実直面している。全市民の利便性、医療スタッフの確保、さらには再編・ネットワーク化による財源の確保といったことを総合的に判断し、北部地域については、構想案で示す北部診療所でカバーしながら、急病・救急等については、キセラ川西内に整備する医療施設を中心として対応することとしたものである。

問 指定管理料については、協定書案によると普通交付税の基準財政需要額に算入された額を上限としているが、これにより協和会が政策的医療を提供できると判断しているのか。赤字により提供できない場合はどうするのか。

答 指摘のとおり指定管理料で政策的医療を担うことについては仕様書でうたっている。赤字を想定していないわけではないが、災害など特殊な場合を除き市が補填しないことは協定書に明記しており、赤字が生じた場合でも指定管理者の責任で政策的医療を継続することを含めて病院を運営するものである。

問 協定書では、市と指定管理者で協議会を設置するとのことであるが、委員構成や開催回数など、詳細について伺いたい。

<p>答 詳細は今のところ未定であるが、市としては指定管理者制度導入後も指定管理者任せにする考えはない。専門性の高い職員を養成しつつ行政側としても組織を整え、相手方と協議を重ねながら良い病院経営をできたらと考えている。</p> <p>問 今回、指定管理者として提案のあった医療法人は、他に医療・介護施設を運営されているが、経理面において市立病院との区分けが不明確になることはないのか。</p> <p>答 協定書で別口座により管理するよう定めており、市立病院での利益は市立病院の経営や投資に使っていただくのが基本である。こういった点については、全て市に事業報告を行った上で経理面の必要な部分に関してモニタリングを行い、影響が大きい内容は市と法人で協議の上対応することになると考えている。</p>
<p>特記事項 委員会配付資料あり(議案第3号 市立川西病院の指定管理者の指定について ほか)</p>
<p>審査結果 原案可決(賛成多数)</p>

2. 議案第4号 財産の無償譲渡について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、平成26年3月に新関西国際空港株式会社から寄付受けをした暫定緑地のうち、航空機騒音に係る移転補償事業により連棟式の建物が切り離されたため、境界を越境しているほか、民法で規定される50センチメートルの壁面後退ができていない、いわゆる壁芯物件において、これらの状況を解消すべく、対象となる5件に対し、土地の一部を無償で譲渡するにつき議会の議決を求めるもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 譲渡する相手方に、他市の人がいるのはなぜか。</p> <p>答 当該土地を相続している場合や賃貸している場合などのためである。</p>
<p>特記事項 委員会配付資料あり(議案第4号 財産の無償譲渡について)</p>
<p>審査結果 原案可決(全員賛成)</p>

3. 議案第15号 川西市自転車等の駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、自転車等駐車場への駐車ができる対象車両の範囲及び撤去対象となる放置車両の範囲を、原動機付自転車から小型の普通自動二輪車へ拡大することにより、駅前環境の美化に資するため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
--

質疑の概要

問 本条例改正の主目的は、撤去対象車両の拡大か。また、この時期に改正する理由について伺いたい。

答 もともと原付の撤去は月5台前後で自転車よりも少ないため、それが主目的ではなく、今の駐輪場に125ccまで止められるようにするためである。この時期になった理由は、これまでは駅前の放置自転車の整理を重点的に行っていたということと、最近になって125cc以下のバイクが増えてきたためである。

問 本改正により、効果を想定している地域はどこか。

答 川西能勢口駅周辺は既に125cc以下にも概ね対応できているが、北部地域の畦野駅周辺や山下駅周辺には駐輪できる施設がないことから、この辺りを整備し、効果を狙いたい。

問 市民への周知方法について伺いたい。

答 ホームページや市の広報誌、駐輪場に設置する看板により周知したい。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

4. 議案第16号 川西市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、「都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」の制定に伴い、都市公園の敷地面積に対する、当該都市公園の運動施設の敷地面積総計の、割合の上限を規定するため、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 今回の条例改正に係る背景と、割合を60/100とした理由は何か。

答 従来から都市公園法施行令で都市公園に設置できる運動施設の割合は50/100と規定されていたが、改正により当該基準を参酌して市独自で規定できるようになった。現状、本市における当該規制の対象は、東久代運動公園のみであり、バリアフリー化しても要件を満たせるようにするため、100分の60とするものである。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

5. 議案第17号 平成29年度川西市一般会計補正予算（第6回）

議案の概要

第1表 歳出第4款衛生費のうち第1項保健衛生費を除く全部。第8款土木費のうち第3項都市計画費第4目下水道費を除く全部。

第2表 継続費補正のうち第4款衛生費。

質疑の概要

(1) 第1表 歳出

① 第4款衛生費

問 清掃事務所整備事業で、今年度に予定していた旧北部処理センター一部撤去に係る工事の入札が不調に終わった結果、委託料と工事請負費の合計4億7870万円を減額するとのことであるが、ダイオキシン対策など撤去手法も見直すのか。

答 解体方法等に関しては、当初の設計通りで変更は考えていない。

問 今回の入札の不調に伴い、改めて新年度予算で継続費を設定するとのことであるが、今後のスケジュールについて伺いたい。

答 30年4月に公告を行い5月に入札、6月定例会で議会の議決をいただいた上で、7月又は8月の着工を予定している。また、完成は32年度内を目指している。

② 第8款土木費

問 ダリヤ園基本設計業務が未執行のため300万円が減額されるが、未執行の理由について伺いたい。

答 現在市内で黒川及び国崎地域の一体的な活用について議論が進んでおり、ダリヤ園もこの地域に含まれるため、単体ではなく、これと併せて検討していくこととしたものである。

問 街路新設改良事業において、総額3億1786万2000円が減額されているが、この要因は何か。

答 国からの社会資本整備総合交付金の内示率が近年は約50%と低調であり、交付内示額に合わせて事業を調整したためである。例えば、絹延橋第一踏切の拡幅など整備に数年を要する事業は、不交付分を翌年度に送るといった調整を行っている。

(2) 第2表 継続費補正 ① 第4款衛生費 質疑なし
特記事項 委員会配付資料あり（旧北部処理センターの改修に係る内容変更について）
審査結果 原案可決（全員賛成）

6. 議案第21号 平成29年度川西市用地先行取得事業特別会計補正予算（第1回）

議案の概要 （仮称）川西市立総合医療センター用地の先行取得にかかる用地購入費、および用地先行取得債の追加と用地売却収入および道路用地先行取得費の減額。
質疑の概要 問 （仮称）川西市立総合医療センター用地の先行取得に要する費用として16億9597万4000円を追加しようとしているが、なぜ今補正するのか伺いたい。 答 病院事業債を活用して取得できるのは病院建設が動き出してからになるが、現在のところ進捗はしていない状況である。一方で、当該用地は土地区画整理事業に係る保留地と都市整備公社用地で構成され、土地区画整理事業では資金繰りのため当初の計画通り今年度中に売却する必要があることから、今回、用地先行取得の仕組みを活用するものである。 問 当該用地の今後の取り扱いはどうなるのか。 答 31年度に設計委託料を予算計上するとともに、病院事業債を活用して取得すべく公有財産購入費を計上する予定である。
特記事項 なし
審査結果 原案可決（賛成多数）

7. 議案第22号 平成29年度川西市中央北地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3回）

議案の概要 事業の進捗状況により30年度当初予算に計上しなおす道路整備等の事業費の減額やそれに伴う国支出金の減額など、決算見込みに基づく歳入歳出の増減及び人件費の補正。
質疑の概要 問 保留地処分金9332万9000円が追加計上されているが、処分の進捗状況はど

のくらいか。

答 売却予定分17件のうち、28年度までに売却済が12件、残り5件である。

問 換地の引き渡しについても進捗していると思うが、状況を伺いたい。

答 全体の約60%の進捗であり、大規模集客施設予定地以外は概ね完了している。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

8. 議案第23号 平成29年度川西市水道事業会計補正予算（第2回）

議案の概要

給水収益、一般会計からの負担金、出資金、長期前受金戻入の増額並びに受託工事収益及び費用、一般会計及び特別会計からの補助金、改良工事費、5期拡張工事費の減額補正。

質疑の概要

問 収益的収入において、営業外収益で3000万円、特別利益で9450万円の長期前受金戻入を追加しようとしている点について、26年度の会計制度見直し時点で計上すべきものであるとのことだが、詳細について伺いたい。

答 新年度予算で車両を更新すべく所有車両の減価償却費と長期前受金の内容を精査したところ、システム上で原価償却額の内訳に誤りがあり、これが長期前受金の積算に影響していることが判明したものである。今後については、異常値をエラー表示するようプログラムを改修するとともに、複数の職員でチェックするよう体制の見直しを行った。

問 公営企業会計は発生主義なので現金だけを追っても誤りを発見しづらいため高度な会計知識を要するが、今後どのように内部統制を構築する考えか伺いたい。

答 今回の件を契機として再発防止策をしっかりと講じていきたい。内部統制については、現在国において具体的な手続等の議論がなされており、今後市全体で方針が検討されるタイミングに合わせて、連携・調査しながら上下水道局内でも検討したい。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

9. 議案第24号 平成29年度川西市下水道事業会計補正予算（第2回）

議案の概要
下水道使用料、一般会計繰入金の増額並びに企業債の借入、国庫補助金、減価償却費の減額補正。
質疑の概要 なし
特記事項 なし
審査結果 原案可決（全員賛成）

10. 議案第25号 平成29年度川西市病院事業会計補正予算（第1回）

議案の概要
決算見込みに基づく収入・支出予算の補正。
質疑の概要
問 病院経営安定化支援補助金として1億5000万円が追加されているが、これによって資金不足比率はどうなるのか。
答 この1億5000万円の内訳は、30年度の前倒し分1億円と追加分5000万円であり、トータルで3億5000万円の予定が4億円となる。これにより資金不足比率の29年度見込みは18.2%になり、この追加がなければ21.4%前後になる見通しだった。
問 給料及び手当の増減額の明細に期末勤勉手当分増額分として1088万2000円が示されているが、これは人事院勧告準拠による0.1カ月増額分か。
答 そのとおりである。
特記事項 なし
審査結果 原案可決（全員賛成）

11. 請願第1号 市立川西病院の指定管理者を3月市議会決定に対する請願書

請願の趣旨
市立川西病院に係る一連のやり方は、市民を無視したものであり認められない。また、拙速であり、協和会ありきでことを進めている。よって、市立川西病院の指定管理者の指定について、3月市議会決定することなく、市民に広く知らせ論議する時間を求める。
特記事項 なし

審査結果 不採択（議案第3号可決によるみなし不採択）

12. 請願第2号 3月議会で川西病院の指定管理者を協和会に決めないことを求める請願

請願の趣旨

市立川西病院の閉鎖と指定管理者制度導入が報道されてわずか10カ月で指定管理者を決定しようとしているが、市の将来を左右する重大事であるにも関わらず、市民への十分な情報提供も納得できる説明もなく多くの不安や疑問が残る。また、議論も煮詰まっていない段階であり、拙速に決定することにより将来に禍根を残してはならない。よって、3月議会で川西病院の指定管理者を協和会に決めないことを求める。

特記事項 なし

審査結果 不採択（議案第3号可決によるみなし不採択）

13. 請願第3号 3月議会で市立川西病院の指定管理者を協和会に決めないことを求める請願書

請願の趣旨

医療行政は、公私の病院がバランスよく配置されて初めて正常に遂行される。阪神間他市において公立病院のない市はなく、不可欠のものである。財政問題だけの公設民営化への政策転換は大きな誤りである。よって、市立川西病院の公設民営化に係る議案の審議、議案の撤回、審議保留を求める。

特記事項 なし

審査結果 不採択（議案第3号可決によるみなし不採択）